

## 第1章 計画の構想

### 第1 計画の趣旨・目的

県では、高知県社会貢献活動推進支援条例（平成11（1999）年3月制定。以下「条例」という。）及び高知県社会貢献活動支援推進計画（以下「計画」という。）に基づき、社会貢献活動の活性化を図るため、県の社会貢献活動拠点センターと位置付けた高知県ボランティア・NPOセンター（以下「ボランティア・NPOセンター」という。）と連携して、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）をはじめとする社会貢献活動団体に対する情報提供や研修会の開催、団体間の交流促進など、社会貢献活動への積極的な支援を進めてきました。

平成31（2019）年3月に策定した第4次計画では、NPO法人の活動基盤の強化や、特に若年者がボランティア活動に参加しやすい環境の整備が進むといった成果が見られた一方で、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響により、NPO法人の活動が停滞し、組織の弱体化が進むなど、社会貢献活動を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、第4次計画の進捗状況等の分析・評価を行い、本県における社会貢献活動の課題等を整理した上で、新たに第5次計画を策定するものです。

### 第2 計画の位置付け及び構成

この計画は、条例第9条第1項に基づき定めた、社会貢献活動に対する支援策を総合的かつ計画的に推進するための基本となるものであり、その構成は同条第2項の規定に基づき、次のとおりとします。

第1章	計画の構想
	計画策定の趣旨や位置付け、計画期間など基本的な事項を示します。
第2章	社会貢献活動団体等の現状及び課題
	社会貢献活動団体等の現状と課題を示します。
第3章	計画の目標
	計画の目標とそのために関係する主体が取り組むべき次項の概要を示します。
第4章	社会貢献活動に対する支援策
	計画期間内に県が取り組む施策体系や具体的な取組、目標等について示します。
第5章	進捗管理
	計画を着実に推進するための進捗管理について示します。

### 第3 計画期間

この計画は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間を計画期間とします。

### 第4 計画の対象

本計画においては、営利を目的としない公益的な活動であって、県民の多様なニーズに対応し、豊かな社会生活の実現に寄与することを目的とした自主的な社会貢献活動を支援の対象とします。

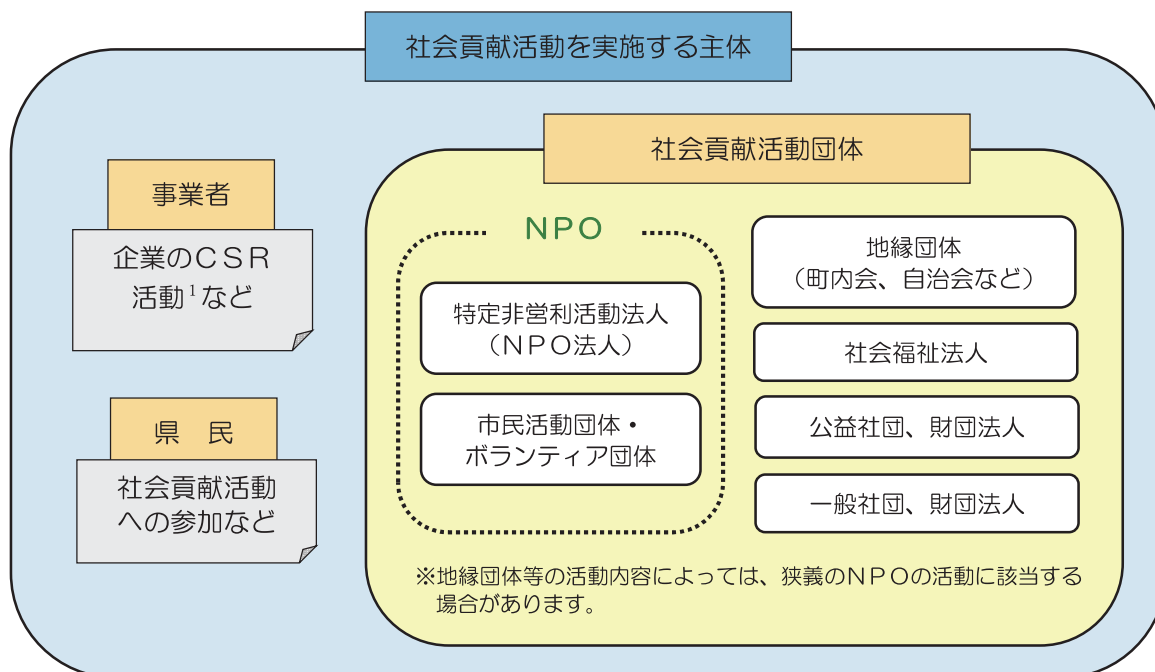
また、本計画における社会貢献活動を実施する主体とは、条例第6条から第8条にそれぞれ責務が定められている事業者、県民及び社会貢献活動団体です。

なお、社会貢献活動団体とは、社会貢献活動を継続的に行う法人その他の団体をいいます。

また、NPO（Non Profit Organization）とは様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称であり、広義と狭義の二つの意味があります。

広義のNPOは社会貢献活動団体のことで、狭義のNPOは社会貢献活動を団体の主な活動としているNPO法人と市民活動団体・ボランティア団体を指します。

本計画におけるNPOの表記は、社会貢献活動の中心的な役割を担っている狭義のNPOを意味することとします。



<sup>1</sup> CSR活動…Corporate Social Responsibility の頭文字をとった表現で、一般的に「企業の社会責任」と言われる。

## 第5 これまでの経緯

### 1 国内の動向

#### (1) コロナ禍での社会貢献活動の影響

令和2（2020）年1月頃からの新型コロナの感染拡大は、社会貢献活動にも大きな影響を及ぼしました。感染拡大防止のため、対面での活動が自粛された結果、観光や居場所づくりをはじめとする社会貢献活動は、その機会の減少に伴い事業の停滞や縮小を余儀なくされ、活動へのモチベーションの低下にもつながりました。

一方で、コロナ禍で対面を控えることが多くなったことに伴い、対面でなくても実施可能な活動については、デジタル化やオンライン化が進みました。今後の運営においても、オンライン化が進むことによる事務の効率化が期待されています。

#### (2) 社会貢献意識の拡大

国が令和3（2021）年に実施した「社会生活基本調査」（5年毎）によると、本県のボランティア行動者率は19.0パーセントと、新型コロナの影響もあり、平成28（2016）年調査時から3.8ポイント減少していますが、全国平均の18.1パーセントを上回る結果となっています。特に若年層のボランティア行動者率を見ると、15～24歳は、平成28（2016）年調査時には全国32位であったものが、令和3（2021）年調査では全国5位にまで改善しています。また、25～34歳も、平成28（2016）年調査時の全国37位から、令和3（2021）年調査時には全国10位となるなど、新型コロナの影響がある中でも、若年層での社会貢献意識の向上が見られました。（図表1、図表2）

【図表1 ボランティア行動者率(全国・高知県)】

	H28年調査	R3年調査	増減
全国	26.0%	18.1%	-7.9%
高知県	22.8%	19.0%	-3.8%

【図表2 年代別ボランティア行動者率(全国・高知県)】

	H28年調査		R3年調査	
	全国	高知県	全国	高知県
15～24歳	20.9%	20.0% (32位)	12.6%	18.0% (5位)
25～34歳	17.4%	16.2% (37位)	11.3%	14.5% (10位)
35～44歳	30.2%	26.4% (44位)	19.5%	22.0% (18位)
45～54歳	30.5%	30.6% (30位)	19.5%	21.4% (22位)
55～64歳	28.9%	27.3% (37位)	21.1%	22.2% (32位)
65～74歳	29.9%	23.4% (46位)	23.2%	20.8% (38位)
75歳以上	20.0%	14.2% (46位)	16.4%	13.2% (43位)
総数	26.0%	22.8% (43位)	18.1%	19.0% (30位)

資料(図表1・2):総務省統計局「社会生活基本調査」(平成28年・令和3年)

### (3) SDGsの取組の拡大

持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）は、令和12（2030）年までの国際目標で、17の目標を達成することにより、誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて取り組むものです。

企業においてもSDGsに取り組むことによる企業イメージの向上や、それに伴う取引機会の拡大等から、SDGsの取組が浸透してきており、社会問題解決のための取組が広がっています。

### (4) 災害発生への対応

近年は、全国各地で地震や台風、局地的な豪雨などの大規模な自然災害が発生しており、本県でも、平成10年の高知県豪雨をはじめ、最近では平成30年7月豪雨が発生しています。自然災害が激甚化・多発化している中で、地域の実情に精通し、自然災害の発生後から迅速かつ柔軟に活動できるNPOの重要性はますます高まっています。

## 2 県の取組

### (1) 条例の制定及び計画の策定

- ・平成11年3月「特定非営利活動促進法」の施行にあわせ、高知県社会貢献活動推進支援条例を制定
- ・平成11年3月高知県社会貢献活動支援推進計画を策定  
（計画期間：平成11～20年度）
- ・平成21年3月第2次高知県社会貢献活動支援推進計画を策定  
（計画期間：平成21～25年度）
- ・平成26年3月第3次高知県社会貢献活動支援推進計画を策定  
（計画期間：平成26～30年度）
- ・平成31年3月第4次高知県社会貢献活動支援推進計画を策定  
（計画期間：平成31～令和5年度）

### (2) 支援策

第1次計画策定後の5年間は、ボランティア・NPOセンターの整備や公益信託こうちNPO地域社会づくりファンドの創設など、社会貢献活動の量を増やすことに重点を置いた支援を行い、その後は、それまでの支援に加えて、NPOと行政との協働推進事業の実施など、社会貢献活動の質的向上に力点を置いた支援を行いました。

さらに、第2次計画の期間中には、それまでの取組に加え、国の新しい公共<sup>2</sup>支援事業による交付金を活用して、個々のNPOのニーズに応じた支援や寄附文化の醸

<sup>2</sup> 新しい公共…「官」だけでなく、市民の参加と選択のもとで、NPOや事業者等が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動など。

成につなげる支援を行いました。

また、第3次計画の期間中には、新たな基本方針として、社会貢献活動団体による地域づくりへの参画、災害時における社会貢献活動団体の機能発揮を掲げ、地域課題に対応した取組を支援しました。

そして、第4次計画の期間中には、それまで行ってきた事業拡大に必要な研修を、目指すテーマに応じて系統立てたものに改善したほか、大学との連携の中で各地域の課題に関する情報共有を行うことで、社会貢献活動団体と他の団体とのマッチングを進めてきました。さらに、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した「高知県地域活性化支援事業費補助金」を創設し、社会貢献活動団体の財政基盤の強化につなげる支援を行いました。

年 度	項 目
平成 10 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「高知県特定非営利活動促進法施行条例」施行</li> <li>・「高知県社会貢献活動推進支援条例」制定（平成 11 年 4 月施行）</li> <li>・「高知県社会貢献活動支援推進計画」策定（平成 11 年度～平成 20 年度）</li> </ul>
平成 11 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益信託「こうちNPO地域社会づくりファンド」設立許可（～平成 25 年度）</li> <li>・高知県NPOセンター設立（平成 13 年 4 月から高知県ボランティア・NPOセンター）</li> </ul> <p><b>【高知県ボランティア・NPOセンター】</b> 設置、運営主体は、社会福祉法人高知県社会福祉協議会で、この計画では「高知県社会貢献活動拠点センター」として位置づけている。</p>
平成 13 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO（県外）への県職員の派遣研修（1 年間）の開始（～平成 18 年度）</li> <li>・「高知県社会貢献活動支援推進会議」設置</li> </ul>
平成 15 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例」施行</li> <li>・「高知県社会貢献活動支援推進計画（後期計画）」策定</li> </ul>
平成 16 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPOと行政との協働推進事業開始（～平成 20 年度）</li> <li>・NPOと行政との協働推進ワーキングチームの設置</li> </ul>
平成 17 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働の手引書発行</li> </ul>
平成 18 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県ボランティア・NPOセンターに駐在職員を配置（～平成 20 年度）</li> <li>・NPOとのパートナーシップづくり事業開始</li> </ul>
平成 19 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO（県内）への県職員の短期派遣研修（3 日間）の開始</li> <li>・高知県社会貢献活動支援推進計画の評価の実施</li> <li>・庁内に協働サポーター<sup>3</sup>を設置</li> </ul>
平成 20 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第 2 次高知県社会貢献活動支援推進計画」策定（平成 21 年度～平成 25 年度）</li> </ul>
平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい公共支援基金造成</li> </ul>
平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい公共支援基金事業実施（～平成 24 年度）</li> </ul> <p>（ NPO活動ステップアップ支援事業 NPO活動強化支援事業（H24のみ） NPO寄附募集支援事業 NPOと市町村との協働モデル事業 ）</p>
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第 3 次高知県社会貢献活動支援推進計画」策定（平成 26 年度～平成 30 年度）</li> </ul>
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第 4 次高知県社会貢献活動支援推進計画」策定（平成 31 年度～令和 5 年度）</li> </ul>
令和 5 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「高知県地域活性化支援事業費補助金」の創設</li> <li>・「第 5 次高知県社会貢献活動支援推進計画」策定（令和 6 年度～令和 10 年度）</li> </ul>

<sup>3</sup> 協働サポーター…全庁的にNPOと行政との協働を推進するため、各部局の企画担当課に設置し、社会貢献活動に関する各部局の窓口とし、必要に応じて部局内の担当課と調整を行う。また、県民生活課及び部局内の担当課室と課題や情報の共有を図る。